	番旦云?	第直芸合中の似安 									
	処分庁			案件概要	* +	***	/++^ HIT ==	<u>答申概要</u>	備考		
1	区長	諮問年月日 H29.10.26	平成29 年度	特別区民税及び都民税に係る差押処分に対する審査請求	1100 4 44	李甲番号 平成29 年度 答申第1 号	結論概要 本件球はでを を を を を を を を を を を を を を を を を を を	判断理由の概要 処分庁は、本件滞納を受け、国税徴収法第141条の規定による第三債務者への質問及び検査により明らかになった請求人の給料等の金額から、同法第76条第1項各号に掲げる差押禁止金額を「請求人の生計維持に必要な金額」として控除し、当初処分に係る差押債権の内容を確定した。 また、処分庁は、承諾書(請求人が平成29年6月以降支払期の到来する給料等のうち毎月金円の差押を受けることを承諾する旨の文書)を受け、国税徴収法第76条第5項の規定に基づき、同条第1項、第2項及び第4項の規定を適用せず、差押債権の範囲を「平成29年6月より毎月金円」に改めた。上記のとおり、処分庁は、関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。			
2	区長	H30.5.25	平成30 年度 諮問第1 号	平成29年度の特別 区民税・都民税の均 等割の賦課決定に 関する処分及び通 知に対する審査請 求	1120 0 4	平成30 年度 答申第1 号	本件審査請求はを書かれている。本件審査を主まるではできる。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	して二重に課税されることにはならない。」とし、「処分庁が本件処分に当たり地方税法第20条の11の規定に基づき 区から請求人の確定申告書等の提供を受けたことは、新宿区個人情報保護条例第5条第2項第2号に該当し、必要な限度を超えた個人情報の取得にまた原設用によった。			
3	区長	H30.8.7	平成30 年度 諮問第2 号	戸籍の附票の写しの 不交付決定処分に 対する審査請求	H30.10.30	平成30 年度 答申第2 号	とする審	本件では、本件交付請求が住民基本台帳処理要領の「加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合」に該当することをもって、住民基本台帳法第20条第5項において準用する同法第12条第6項の「不当な目的によることが明らかなとき」に該当するとして、本件処分が行われたものである。さらに、新宿区においては、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の中で「配偶者からの暴力等の被害者に対する保護措置」について明記している。よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められず、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。			
4	区長	H30.8.7	平成30 年度 諮問第3 号	住民票の写しの不交 付決定処分に対す る審査請求	1100 40 00	平成30 年度 答申第3 号	とする番 査庁の判				

		う中の恢安 諮問	5	m						
	処分庁	諮問年月日	<u>。</u> 諮問番号	案件概要	答申年月日	答申番号	· 結論概要	判断理由の概要	備考	
5	区長	H30.10.30	平成30 年度 諮問第4 号	子どものための教育・保育給付・支給認定処分に対する 審査請求	H31.2.12	平成30 年度 答申第4 号	本件審査・おける本様ではでいます。本件をはでいます。本様では、おいますでは、またのではでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのではで	本件は、子ども園の入園認定にあたり、その「保育の必要性の事由」の判断について、「子ども・子育て支援法」、「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法施行規則」、「新宿区子ども・子育て支援法施行規則」、「新宿区子ども・子育て支援法施行規則」、「新宿区保育所等の利用調整及び保育の実施に関する規則」及び新宿区支給認定及び利用調整の実施に関する要綱(以下「要綱」という。)」等の各規定に基づき、適正に行ったものである。 さらに、当該要綱には、「入園申込締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月初日の現況により調整する。ただし、締切日から入園日までに申し込み時と異なる状況が判明した場合は指数を再算定し、利用調整を見直す場合がある。」と記載されている。処分庁は、請求人の当初の調整申込み事由「〇〇」について、保護者及び児童の状況に応じて、法令等に則り、「〇〇」と正確な内容に訂正し、認定し直したものである。 よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。		
6	区長	R1.6.25	令和元 年度諮 問第1号	学童クラブ学校休業 利用待機処分に対 する審査請求	R1.11.21	令和元 年度 答申第1 号	本請却と査断を査断である。	本件は、学童クラブ学校休業利用待機処分にあたり、処分庁が学童クラブの事業の目的に照らし、「新宿区学童クラブ条例施行規則」、「新宿区学童クラブ条例施行規則施行要綱(以下「要綱」という。)」の規定に準じて、優先順位を決したものである。よって、処分庁は規定に従って適正に本件処分を行ったと認められる。		
7	区長	R2.3.4	令和元 年度諮 問第2号	マンションの建替え 等の円滑化に関す る法律第110条の規 定に基づく買受計画 認定処分に対する 審査請求	R2.10.22	令和2年 度答申 第1号	本件球はできるでは、本件ではなるでは、本件ではなるでは、本体では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	1 本件は、買受人に行ったマンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下、「円滑化法」という。)第110条の規定に基づいた買受計画認定処分であるが、国の示したガイドライン等に基づいて判断したものであり、適正に本件処分を行ったものと認められる。2 買受計画の申請にあたっては、管理組合の総会決議等から買受人が管理組合によって選定されており、買受計画も十分に調整されたものとして、本件処分を行ったことに違法性や不当性は認められない。なお、請求人の主張は、円滑化法やガイドラインへの不満が見受けられるが、当該法やガイドラインのつくり自体に関しては、当審査会が調査審議として取り扱う内容ではない。よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。		
8	区長	R2/9/1 R2/9/8 2件併合	令和2年 度諮問 第1号	令和元年10月17日 付け及び令和2年4 月16日付けの保育 料の決定に関する 処分に対する審査 請求	R3.2.2	令和2年 度答申 第2号	本請却するの妥るを重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を重要を	本件は、請求人の世帯の保育料の階層の決定について、請求人及び配偶者の区市町村民税の所得割課税額に区市町村民税分(特別区民税分)の寄附金税額控除額を加算し(新宿区保育料徴収条例別表第1備考10ただし書、新宿区保育所保育料徴収条例施行規則第5条第2号、子ども・子育て支援法施行規則第21条、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号、地方税法第314条の7)、これに地方税法第20条の4の2第3項に基づき端数処理を行って区市町村民税の額を計算し、その合計額が〇〇円となった(施行規則第2条第2項柱書、同項第1号、同項第2号)ことから、請求人の世帯の保育料の階層の区分を、新宿区保育料徴収条例別表第1に基づき、所得割世帯の階層を決定したものである。よって、本件処分は、法令等の規定に照らし保育料に係る階層の区分の認定をしており、違法・不当な点は認められない。		

	加八亡	部に		案件概要					備考
	处为万	諮問年月日	諮問番号	余	答申年月日	答申番号	結論概要		佣与
9	区長	R2.9.10		戸籍の附票の写しの 不交付決定処分に 対する審査請求	R3.2.2	令和2年 度答申 第3号	本請却と査断で本議却と査断である。	1 住基法第32条の規定により住基法に係る処分については、行手法第2章及び第3章の規定は適用されないこととされており、処分の理由の明記は必ずしも必要ではない。 2 住基法において、特定事務受任者が戸籍の附票の写しの申出をする場合には、受任している事務又は事務の依頼者が第20条第3項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があり、市長村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている(住基法第20条第4項)。本件請求書を見ると、相続関係はもとより、請求に係る者が含まれる同一世帯全員の戸籍の附票の必要性については、不明であり、このような場合、特定事務受任者であっても、受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならず(住基法第20条第5項、第12条の3第4項第4号)、この利用の目的の記載は、抽象的な記載だけでは足りなく、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度に具体的であることが必要であるとされている。よって、その理由が明らかになっていない以上、処分庁の本件処分は妥当である。 3 請求人は、司法書士の使用する2号様式による請求において、他区等では全員の理由を求められることなく戸籍の附票の写しが交付されており、処分庁の処分は「全国一律運用の原則」に反すると主張するが、本件請求と2号様式による請求とを同列に扱うことは適当ではない。仮に全国一律運用の原則が存在するとしても、処分庁は住基法の規定に従って適法かつ正当に行われており、いずれにしても処分庁の本件処分は妥当である。	
10	区長	R2.11.18		令和2年度特別区民 税及び都民税の賦 課決定処分に対す る審査請求	R3.4.20	令和3年 度答申 第1号	本請却と査断でを変えるのである。	1 処分庁は、令和2年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分にあたり、年金の支払者である厚生労働省が提出した公的年金等支払報告書に基づき(地方税法第317条の6第4項、第6項)適正に本件処分を行ったものである。 2 請求人が提出した確認書は、府中年金事務所お客様相談室による作成資料に止まり、その内容は年金振込通知書記載の内容に関するものであって、これによって公的年金等支払報告書記載の支払金額が偽造であるなど証するものではなく、また、公的年金の支払金額を変更したものと評することもできない。また、同じく請求人が提出した受給権者支払記録回答票は、実際に請求人が受領した金額であることを証するものと思われるが、所得税法第36条第1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、その年において「収入すべき金額」と定めており、実際に請求人が受領した金額如何にかかわるものではない。よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。	

		毎旦云音中の概女 加っさ 諮問									
	処分庁	諮問年月日	諮問番号	案件概要	答申年月日	答申番号	結論概要		備考		
11	区長	R3.12.2	令和3年 度諮問 第1号	令和3年度特別区民 税及び都民税の賦 課決定処分に対す る審査請求	R4.5.26		本件審はで審立を変わる。本件ではでいる。本件ではでいる。これでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本の	1 処分庁は、令和3年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分にあたり、年金の支払者である厚生労働省が提出した公的年金等支払報告書に基づき(地方税法第317条の6第4項、第6項)適正に本件処分を行ったものである。なお、請求人が示した年金額の支払記録照会は、実際に請求人が受領した金額と証されるものであるが、所得税法第36条第1項では、その年において「収入すべき金額」と定めており、実際に請求人が受領した金額如何にかかわるものではない。 2 請求人は、処分庁が国(税務署長)の決定に従う義務があること及び配偶者分割課税方式によって賦課されるべきと主張しているが、本件処分は地方税(特別区民税・都民税)についての賦課決定であり、国税とは別の独立した処分であるため、処分庁が国の決定に従う義務は存しないものである。また、特別区民税・都民税の所得割は個人の所得に対して課される一方、当該個人の配偶者が控除対象配偶者に該当する場合は、総所得金額から所定の額を控除することにより税負担が軽減される仕組みのため、主張する配偶者分割課税方式は認められていないと解される。よって、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。			
12	区長	R3.12.17	令和3年 度諮問 第2号	戸籍の附票の写しの 不交付決定処分に 対する審査請求	R4.5.26	令和4年 度答申 第2号	請求は棄 却する審 査庁の判 断は妥当	1 住民基本台帳法(以下、「住基法」という。」)において、特定事務受任者が戸籍の附票の写しの申出をする場合には、受任している事件又は事務の依頼者が第20条第3項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があり、市町村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている(住基法第20条第4項)。 本件請求書(職務上請求)を見ると、相続関係はもとより、請求に係る者が含まれる戸籍の附票の写しの必要性については、不明である。このような場合、特定事務受任者であっても、受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならず(住基法第20条第5項、第12条の3第4項第4号)、この利用の目的の記載は、抽象的な記載だけでは足りなく、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度に具体的であることが必要であるとされている。よって、その理由が明らかになっていない以上、処分庁の本件処分は妥当である。2 住基法第32条の規定により住基法に係る処分については、行政手続法第2章及び第3章の規定は適用されないこととされており、処分の理由の明記は必ずしも必要ではない。3 他区等において、同様の請求で交付されている旨を主張するが、交付可否を審査するにあたり、他区等の交付又は不交付決定に拘束される法的根拠はない。また、本件処分が住基法の規定に従って適法かつ正当に行われている以上、本件処分の適否に影響を及ぼすことはない。よって、処分庁の本件処分は妥当である。			

		5中の 恢安 諮問	5	- u ·				答申概要	
	処分庁	諮問年月日		案件概要	答申年月日	答申番号	結論概要		備考
13	区長	R4.11.4	令和4年 度諮問 第1号	令和4年度特別区民 税及び都民税の賦 課決定処分に対す る審査請求		令和4年 度答申 第3号	本請却と査断でを変える。	1 処分庁は、令和4年度特別区民税及び都民税の賦課決定処分にあたり、令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書、令和4年度給与支払報告書、令和4年度公的年金等支払報告書に基づき所得額を算定した結果、所得割額については総所得金額等が所得割を賦課できる金額未満であって非課税となったことから、請求人の税額を均等割額5,000円(都民税1,500円、特別区民税3,500円)として、適正に本件処分を行ったものである(地方税法第1条第2項、第24条第1項第1号、第294条第1項第1号、東京都都税条例第24条の2第1号、制定税を保険の3条第1号、地方税法対限第3	
14	区長	R5.3.20	度諮問	印鑑登録申請拒否 処分に対する審査 請求	R5.8.29	令和5年 度答9 第1号	請求は棄 却すべき とする審 査庁の判	名)とにより表されたものであり、「氏名」だけでなく他の事項も併記されているから、条例 第7条第1項第1号に該当し、印鑑の登録をすることはできないと認められる。	

hn /	(上 部		安件规带				答申概要	##
処分	^{7/丁} 諮問年月日	諮問番号	案件概要	答申年月日	答申番号	結論概要	1 7 11 -1 1 11 11 11	備考
15 区長	R5.4.24		戸籍の附票の写しの 不交付決定処分に 対する審査請求 そ の1	R5.10.6	令和5年 度答申 第2号	請求は棄 却すべ審 とする審 査庁の判 断は妥当	1 住民基本台帳法(以下「住基法」という。」)において、特定事務受任者が戸籍の附票の写しの申出をする場合には、受任している事件又は事務の依頼者が第20条第3項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があり、市町村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている(住基法第20条第4項)。 本件請求書(職務上請求)を見ると、同人らの相続関係はもとより、請求に係る者又はその代襲相続人の戸籍の附票の必要性については不明である。このような場合、特定事務受任者であっても、受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならず(住基法第20条第5項、第12条の3第4項第4号)、この利用の目的の記載は、抽象的な記載だけでは足りず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度に具体的であることが必要である。また、当該記載が不明確である場合は、交付請求書類自体又はこれを補充・追完する疎明第4の提示・提出を求めることはもとより、電話を使用した聴取等によって適宜確認を行うことが考えられる。 2 住基法第32条の規定により住基法に係る処分については、行政手続法第2章及び第3章の規定は適用されないこととされており、処分の理由の明記は必ずしも必要ではない、3 死亡した遺言者と被請求人との関係が不明である以上、当該関係性を明確にするための手段として請求人に対して電話で聴取することは、住基法の趣旨に何ら反するものではない。また、当該氏名から、被請求入の戸籍等の記載を基に、遺言者と被請求人の関係が容易に判明する可能性があるといえるので離取の必要性も認められる。4 司法書士法第24条では、正当な事由がある場合とは、社会通念上、客観的にみて合理的な事由がある場合と解され、正当な事由がある場合とは、社会通念上、客観的にみて合理的な事由がある場合と解され、正当な事由がある場合とは、社会通念上、客観的にみて合理的な事由がある場合と解され、正当な事由がある場合とは、社会通念上、客観的にみて合理的な事由がある場合と解され、に当な事由」に該当すると言える。よって、本件処分に違法・不当な点はなく、処分庁の判断は妥当である。	

		マログ (本安) 一部に	Ħ								
	処分庁	諮問年月日	諮問番号	案件概要	答申年月日	答申番号	結論概要		備考		
16	区長	商问牛丹口 R5.4.24	令度第 和5問 年	戸籍の附票の写しの 不交付決定処分に 対する審査請求 そ の2	R5.10.6		本請却するでである。本語を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	1 住民基本台帳法(以下「住基法」という。」)において、特定事務受任者が戸籍の附票の写しの申出をする場合には、受任している事件又は事務の依頼者が第20条第3項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があり、市町村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている(住基法第20条第4項)。本件請求書(職務上請求)を見ると、同人らの相続関係はもとより、請求に係る者又はその代襲相続人の戸籍の附票の必要性については不明である。このような場合、特定事務受任者であっても、受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならず(住基法第20条第5項、第12条の3第4項第4号)、この利用の目的の記載は、抽象的な記載だけでは足りず、住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度に具体的であることが必要である。また、請求人は、処分庁の処理が杜撰である、民法の知識が心許ない、人為的ミスの可能性があるので請求のとおりに発行すべきである等も主張するが、いずれも根拠に乏しいと言わざるを得ず、必要性に関する聴取に対して説明を拒む理由にはならない。さらに、当該記載が不明確である場合は、交付請求書類自体又はこれを補充・追完する疎明資料の提示・提出を求めることはもとより、電話を使用した聴取等によって適宜確認を行うことが考えられる。 2 戸籍の附票の写しの交付にあたっては、戸籍の附票に記載されている者のうち請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って、交付することが適当であるとされている。			

	番宜会合甲の概要 「ロハト								
	処分庁	諮問年月日	<u>引</u> 欽問釆只	案件概要	答申年月日		生 绘		備考
17	区長		令和6年	保育所等利用不承諾処分に対する審査請求	R6.12.25		本件報はでを登ります。本件ではできませる。本件ではできます。	1 保育所等の利用にあたっては、児童福祉法等の規定により保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう区市町村が保育所等の利用調整を実施することとなっている。 2 当該利用調整に当たっての判断基準については具体的に法令等で定められていないことから、判断基準の内容及び当該判断基準に基づく利用調整の結果については区市町村の合理的な裁量に委ねられており、判断基準の内容及び当該判断基準に基づく利用調整の結果において、著しい不合理がある場合に限り、その裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったものとして違法となると解すべきである。	
18	区長	R7.2.4	令和6年 度諮問 第2号	保育実施解除処分に対する審査請求		令和7年 度答申 第1号	請求は棄 却すべき とする審 査庁の判	1 保育所の退園届について、親権者の連署を要求している自治体は少数又は一部に留まり、新宿区においても退園届に両親の連署を求めていた客観的な証拠もないことから、退園届における請求人の署名の有無は、退園届の有効又は無効に影響を与えるものではない。 2 保育実施規則の規定からは、保育所の退園届の提出について、諾否の応答をすべきものと解釈することはできない。退園届の提出に対し、何ら対応しないことが裁量権の逸脱濫用として許されない場合があったとしても、それをもって諾否の応答をすべきものと意味しない。 3 児童福祉法の規定等を踏まえると、入園や退園といった保育所等の利用に関する事項の意思決定は、親権者ではなく、同法にいう「保護者」が担うべきと考えられる。審査請求人の主張の内容からは、審査請求人が当該「保護者」に当たらないものと判断せざるを得ず、また、退園届の内容も実態に沿ったものである以上、審査請求人の同意がなかったことをもって、退園届が無効であるという主張は採用できない。 4 休園処分に関する主張は、保育所の退園が取り消されることが前提になっており、処分庁への要望と解するが適当。処分の対象とすることはできない。 5 よって、以上から、審査請求人の主張には理由がなく、保育実施解除処分に違法・不法な点は認められず、処分庁の判断は妥当である。	